

木造建築物の柱脚金物

関係条文 令第47条

関連文書

要 旨

新築の1階柱脚に関しては、原則ホールダウン金物を使用する。

解 説

新築の1階柱脚にホールダウン金物の代用品として、L型金物は原則使用できない。ただし、施工誤差の是正・既存建築物の耐震補強についてはこの限りではない。

補 足

2015構造-1

作成日

H27年5月1日

最新改訂日

令第70条の規定による柱の防火被覆

関係条文 令第70条、平12建告第1356号

関連文書

要 旨

令第70条（柱の防火被覆）の適用については、建築物の全ての柱について、1の柱の耐力低下による倒壊するおそれがあるかどうか検証し、必要とされる防火措置を講じるものとする。

解 説

地階を除く階数が3以上の鉄骨造の建築物に係る令第70条（柱の防火被覆）の適用については、建築物の全ての柱について、1の柱の耐力低下により倒壊するおそれがあるかどうかを検証し、必要とされる防火措置を講じるものとする。

柱の防火被覆を行う場合は、下記の【令第70条を満足する防火被覆の仕様】とすることができる。なお、平12建告第1356号第1の検討により、安全性が確かめられた柱については、防火被覆を不要とする。

【令第70条を満足する防火被覆の仕様】

次のいずれかの仕様とする。

1. 耐火構造の柱（平12建告第1399号又は大臣認定によるもの）
2. 準耐火構造の柱（平12建告第1358号又は大臣認定によるもの）
3. 令第70条による柱（平12建告第1356号第2又は大臣認定によるもの）

※令第70条の柱の構造については、通常火災による30分間の非損傷性が求められている。耐火構造及び準耐火構造の柱については、それを超える非損傷性を備えているため令第70条に定める構造方法を用いたものとして判断できる。

補 足

2015構造－2

作成日

H27年5月1日

最新改訂日

H30年5月1日

擁壁の構造計算を不要とする場合の基準

関係条文	法第88条、令第142条第1項5号、平12建告第1449号
関連文書	

要 旨

法第88条において準用される擁壁について、構造計算を不要とする場合の基準は、宅地造成等規制法、又は、実験その他特別な研究によるものとする。

解 説

1. 宅地造成等規制法によるもの

- 1) 練積み造擁壁（宅地造成等規制法施行令第10条）
- 2) 国土交通大臣認定による擁壁（宅地造成等規制法施行令第17条）

2. 実験その他特別な研究によるもの

- 1) 「国土交通省制定 土木構造物標準設計」（社団法人全日本建設技術協会）
- 2) 「建設大臣官房官庁営繕部建築課監修 擁壁設計標準図」（社団法人 公共建築協会）
- 3) 「都市計画法に基づく開発許可制度と開発許可申請の手引き」（久留米市都市建設部建築指導課）

※当然のことながら上記については、地盤性状や積載荷重などの想定されている前提条件を全て満足していること。

補 足

- ・「盛土等防災マニュアル」P459で想定される一般的な宅地の積載荷重は、5～10.0kN/m²である。
- ・「国土交通省制定 土木構造物標準設計」による重力式擁壁の積載荷重は、5～10.0kN/m²で設計されているが、小型重力式擁壁のみ3.5kN/m²で設計されている。
- ・「建設大臣官房官庁営繕部建築課監修 擁壁設計標準図」による擁壁の積載荷重は、5.0、10.0、20.0kN/m²のいずれかで設計されている。

2015構造－3

作成日

H27年5月1日

最新改訂日

R7年6月1日